

清掃・リサイクル分野を取り巻く状況の整理

1 世界の動向

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで、2016 年から 2030 年までの国際目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

廃棄物・資源循環分野においても、主にゴール 12「つくる責任つかう責任」で生産と消費を持続可能な方法で行っていくこと、ゴール 13「気候変動に具体的な対策を」で廃棄物処理による二酸化炭素の排出を抑制すること、ゴール 14「海の豊かさを守ろう」でプラスチックごみによる海の汚染を軽減することなどが関連付けられます。

我が国では、「SDGs 実施指針改定版」において、各主体は「計画や戦略、個別の施策の策定や実施に際し、SDGs の要素を最大限反映」することとしており、清掃リサイクル事業においても、SDGs を踏まえた取組が求められています。

プラスチックごみに関しては、世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）でも議論され、平成 28 年 1 月の会議において、海洋に流出しているプラスチックごみの量は、世界全体で年間 800 万トンあり、このまま対策を講じなければ、2050 年には魚の重量を上回ると警鐘を鳴らしました。これにより、プラスチックごみに対する国際的な関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっています。

また、令和元年 5 月の第 14 回締約国会議（COP14）で、プラスチックによる深刻な海洋汚染問題に対応するため、バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する条約）が改正され、規制対象物に「汚れたプラスチックごみ」が追加されました。令和 3 年 1 月の発効により、今後、廃プラスチックの国外輸出は厳しくなっていくと考えられ、各国が国内の処理体制を整えていくことが必要となります。

気候変動問題については、平成 28 年 11 月、温室効果ガス排出削減のための新たな国際的な枠組みとして「パリ協定」が発効しました。パリ協定では、産業革命以前からの世界の平均気温の上昇を 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることが、世界共通の目標として掲げられています。

2 国の動向

国は、パリ協定を受けて「2050 年までにカーボンニュートラルの実現を目指す」と宣言し、令和 3 年 10 月の閣議決定で、温室効果ガスの排出量を 2030 年までに 2013 年度の水準から 46%削減し、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けていくことを表明しています。廃棄物・資源循環分野においては、廃棄された食品や化石燃料由来のプラスチックを焼却することが温室効果ガスである二酸化炭素の排出につながることから、食品ロス削減やプラスチック削減が重要な課題とされています。

国は、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。持続可能な社会づくりとして、環境的側面・経済的側面・社会的側面を統合的に向上することを掲げており、その実現に向けて概ね令和7(2025)年までに国が講ずべき施策を示しています。施策の実行により、誰もが持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界を目指します。

食品ロスに関しては、国は、この基本計画において家庭系及び事業系の食品ロスを2030年度までに2000年度比で半減するとの目標を掲げています。さらに、令和元年10月「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行し、国の基本方針や都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえて、区市町村は「食品ロス削減推進計画」を策定するよう努めなければならないとしています。

プラスチックごみに関しては、令和元年5月にプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。この戦略は、「3R+Renewable」を基本原則とし、6つのマイルストーン(目指すべき方向性)を掲げています。この戦略の実現に加えて、プラスチックを取り巻く問題に対応していくため、令和4年4月「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行しました。現在、一部の区市町村は「容器包装リサイクル法」に基づいて、プラスチック製容器包装の分別収集を実施していますが、この法律では、製品プラスチックの分別収集・再商品化について定めています。

3 東京都の動向

令和元(2019)年12月東京都は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロエミッション東京戦略」を策定しました。この戦略で掲げている14の政策の中には「3Rの推進」や「プラスチック対策」、「食品ロス対策」も含まれています。2030年に向けて、家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチックの焼却量を2017年度比で40%削減すること、また、食品ロスについても2000年度と比較して半減させることを目標としており、一般廃棄物のリサイクル率を37%とすることを目指すとしています。

令和3年9月東京都は、都全域を対象とした「東京都資源循環・廃棄物処理計画(令和3年度～令和7年度)」を策定しました。2050年を見据えた2030年のビジョンを提示し、持続可能な社会の構築を目指し、本計画に基づき、具体的な施策を展開していくとしています。

廃棄物処理・リサイクルシステムのより一層の発展を図るため、①持続可能な資源利用の実現、②廃棄物処理システムのレベルアップ、③社会的課題への果敢なチャレンジを3本の柱として掲げ、「社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化を目指す」としています。主な施策として、①資源ロスの更なる削減、②廃棄物の循環利用の更なる促進、③廃棄物処理システムの強化、④健全で信頼される静脈ビジネスの発展、⑤社会的な課題への的確な対応、の5つを掲げています。

食品ロスに関しては、令和3年3月に、「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しました。この計画では、食品ロスは資源の無駄となるだけでなく、二酸化炭素排出削減の

面からも取り組むべき課題であるとし、多岐にわたる食品ロス対策を着実に進めるため、事業者、消費者、行政等が緊密に連携を図り一丸となって取組を推進するとしています。2050年の食品ロス発生量実質ゼロを目指して、①発生抑制（リデュース）を基調とした持続可能な循環型社会の形成、②先進技術を活用した食品ロスの削減、③フードサプライチェーンにおける取組の推進、④未利用食品の有効活用の推進、⑤食品リサイクルの推進、の5つを掲げています。

プラスチックについては、「ゼロエミッション東京戦略」と同時に「プラスチック削減プログラム」を策定しました。このプログラムの中で、東京都は、プラスチックの持続可能な利用とライフサイクルCO₂の削減に先導的に取り組むとしており、リデュース・リユースによる使い捨てプラスチックの削減や水平リサイクルの拡大によるCO₂実質ゼロのプラスチック利用の実現に向けて取組を進めています。

以 上